

## 参考資料 7 折り鶴に託された思いを昇華させるための方策検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 原爆の子の像に捧げられる折り鶴に託された平和への思いを昇華させるための方策について、市民等から募集したアイデアや意見、事業の試行実施による検証結果等を踏まえ、多様な視点から幅広く検討するため、折り鶴に託された思いを昇華させるための方策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について、協議・検討する。

- (1) 折り鶴に託された思いを昇華させるための具体的な方策に関すること。
- (2) その他折り鶴に託された思いを昇華させるための方策の検討に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員は、折り鶴に託された思いを昇華させるための方策の検討に必要な専門的な識見を有する学識経験者又は関係団体に属する者のうちから市長が依頼する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長1人を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長1人を置き、委員長が委員の中から、これを選任する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (臨時委員)

第6条 特別な事項を審議するため必要があるときは、専門的な識見を有する者に臨時委員を依頼し、委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、国際平和推進部平和推進課において処理する。

### (委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。